男女平等推進センター情報紙



第34号

2016年12月

編集・発行 町田市男女平等推進センター 運営委員会 町田市原町田4-9-8 町田市民フォーラム3階 配 042-723-2908

<開催された講座の報告>

106万円の壁〜条件を満たせばパートも社会保険対象に〜

当センターで7月に開催された「いま一番知りたい 社労士が教える106万円の壁」は講座の対象を 女性としたところ、定員30名を上回る申し込みがあり関心の高さがうかがえました。当日、参加者が熱 心に耳を傾けていた大塚降裕さん(社会保険労務士)の講義の概要を報告します。

会社員の夫が主な働き手で妻がパートである場合を例として「103万円の壁」「130万円の壁」の 説明から始まりました。

「103万円の壁」は、税金のお話です。妻の年間

収入が 103 万円を 超えると「**所得税」** がかかります。103 万円以下なら夫が 「**配偶者控除」**を 受けられます。

「家族手当」のある多くの会社は、 その対象を配偶者 の収入 103 万円以 下としています。



「130万円の

壁」は、社会保険(健康保険・厚生年金)のお話です。妻の年間収入が130万円未満(他の要件もあり)であれば、夫の加入する健康保険の「被扶養者」となり、3割負担で受診できます。また国民年金の「第3号被保険者」となり妻自身が保険料を納付する必要がありません。

以上のように妻の年間収入が 103 万円を超えると配偶者控除や家族手当を受けられなくなり、130 万円を超えると妻自身が年金保険料と健康保険料を支払う必要が出てくるため、かえって家計がマイナスになる場合もあることから、それ以下となるよう労働時間を抑える人も多いという実態があります。(妻の年間収入が約 160 万円以上であれば夫の扶養を抜けても家計としてプラスになると言われています。)

「106万円の壁」も、社会保険(健康保険・厚生年金)のお話です。パートでも労働時間・日数が

正社員の 3/4 以上であれば、社会保険加入義務がありますが、今回の改正で「社会保険加入義務の要件が変更された」ことを「106万円の壁」と言います。(2016年10月から適用)

◆社会保険(健康保険·厚生年金)加入義務要件◆

- ① 501人以上の従業員(正社員等)がいる企業
- ② 労働時間 週20時間以上
- ③ 月額賃金 8万8千円(年106万円)以上
- ④ 雇用期間 1年以上の見込み
- ⑤ 学生でないこと

「週30時間以上働く人」とされていた社会保険の加入対象が、正社員501人以上の会社(全国展開するチェーン店等も含む)では、週20時間(例えば1日5時間×4日)、年間収入106万円以上のパートにも拡大されることになりました。

パートの妻が勤務先の社会保険に加入すると、 夫の扶養からはずれ、自分で厚生年金保険料と 健康保険料を支払うことになります。<u>負担は増えますが、労働時間を無理に抑えたりせず存分に働くことで家計を豊かにし、老後の年金も増えると</u>いうメリットがあることも事実です。

税と社会保険のしくみを知った上で、家族の状況 や職場環境なども考えあわせて自分の働き方を選 択してほしいと講義は締めくくられました。

(文責 運営委員会)

予 告

第17回まちだ男廿平等フェスティバル 開催!

働く、生きる、私らしく

2017年(平成29年)2月4日(土)・5日(日)

<男女平等参画都市宣言> わたしたちは、男女が平等で、 一人ひとりの人権を尊重し合い、 個性と能力を十分に発揮し、自立し て生きる社会をめざします。

21世紀を迎え、町田市は、職場・ 学校・地域・家庭をはじめ、社会の あらゆる領域で、男女の真の平等 と真の参画を推進するためここに、 「男女平等参画都市」を宣言しま (2001年2月1日町田市)

「まちだ男女平等フェスティバル」 は、「男女平等参画都市宣言」を 記念して毎年開催されています。

2月4日(土)メイン企画 - 無料・要予約 -

9:45~12:00 3階ホール (定員 188名)

オープニング Duo Iris (ヴァイオリンとピアノ) 講演会

「わたしはわたし」を生きて

~だれも知らない「らいてうさん」を語る~ 講師:らいてう研究家 米田佐代子さん ☆予約方法は…

1/11 発行「男女平等推進 センターだより」をご覧 ください。ご来場をお待ち申し上げております!



者

は

指



素敵な映画をみて、あれこれ 楽しく話しませんか! 場所 : フォーラム 3 階

*1月10日(火)14:00~ 「ジュリー&ジュリア」 2009年(アメリカ)123分

米家庭に革命をもたらした料理家 🖡 とそれをブログにあげた若い女 性。そんな2人の実話を基に、悩 める2人の女性の人生が料理を媒 介に時を越えて重なり合うさまを ハートフルに描く女性ドラマ。

*2月14日(火)14:00~ 「森の中の淑女たち」 1990年(カナダ) 101分

ケベックの片田舎でエンコしたバ 1 ス。黒人女性のドライバーも乗客 の7人の老婦人もメカが分からな ハ。助けがくるまでの自給自足。 ノンシャランとした優雅と言って いいご婦人たち。

*3月14日(火)14:00~ 「愛を乞うひと」 1998年(日本) 135分

幼児虐待という凄惨な記憶から逃 げていた娘が 50 年の時を経て再 び過去に対峙する、母と娘の愛憎 を描いた人間ドラマ。母親から受Ⅰ けた凄まじい虐待という幼児体験 から、母を捨て、過去を心の奥に 封印してきた照恵。自らも母親に なり、一人娘も成長した今、母に まうと決心する。

 $\mathbb{O}\mathbf{M} \cdot \mathbf{O}$

女 D づ 話 向め 11 物 怪え を投 V 親 い し 5 け う とある た 活 意 活動味) ウ げ Dが く過 は動 柱 \mathcal{O} 活 D 動 a D D a れが 加 Щ

て П 手を力によるいます。 さん 1 者 止 たフ 、る問題 口 プログラ です。 /ラム、 0 テ

あることに な ²年 背景に 配 j 害 لح ŋ, 0

害者男性 0 た 0 5 の 口白 の

新刊 \mathcal{O} では、 な 知 ら 図書の貸出や

D・ビデオの視聴が

「女性悩みごと相談」: 電話番号:042-721-4842

☆女性のための身近な相談室として、電話による相談を受けています。

DVやセクハラ、夫婦間問題など一人で悩まないで相談してみませんか。

相談時間…月・火・木・金・土曜日 9:30~16:00

水 (第3水曜日を除く) 13:00~20:00

(日・祝日、年末年始はお休みです)

「法律相談」: 予約は「女性悩みごと相談」にて受け付けます。

☆女性弁護士が担当します。

相談日:毎月第2・第4 木曜日14:00~16:00

※祝日の場合はお休みです。

